

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	国際コンテナ戦略港湾等における外貿埠頭公社から「外貿埠頭会社」（民営化会社）が取得する外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の特例措置の創設	
税 目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>外貿埠頭会社による港湾経営の民営化、一体経営を促進するため、国際コンテナ戦略港湾等において、外貿埠頭会社が外貿埠頭公社から取得した不動産の所有権移転に係る特例措置を設ける。</p> <p>※ 平成 22 年度与党税制改正大綱で、外貿埠頭公社の民営化に伴う不動産移転に係る登録免許税の特例は「23 年度検討事項」。</p> <p>軽減率：20/1000⇒15/1000、適用年数：2 年間</p> <p>関係条文 —</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	：▲424 百万円 （－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

### (1) 政策目的

経済成長率の鈍化、政府長期債務の拡大などの厳しい状況の中、港湾の選択と集中を進め、民間資金や活力を徹底的に活用し、民の視点による港湾経営を行うことで、港湾の国際競争力強化を図ることが喫緊の課題。このため、外貿埠頭公社の早期民営化を進め、外貿埠頭会社による国際コンテナ戦略港湾等の一体経営、国際競争力強化を進め、我が国産業経済の発展と国民生活の安定の確保、財政負担の軽減を図る。

### (2) 施策の必要性

外貿埠頭会社・公社が管理運営するコンテナ埠頭は、国際コンテナ戦略港湾等のコンテナ貨物取扱量の約6割を占め、その取扱う貨物は全国にわたり、わが国の産業活動や国民生活を支える公共性及び公益性の高い施設である。しかし、近隣アジア諸港との間の国際競争が激しさを増す中、埠頭運営の効率化によるコスト削減や、サービスの向上、民の戦略的な港湾経営の実現等が強く求められている。

外貿埠頭公社の民営化は、埠頭運営の効率化によるコスト削減やサービスの向上、民の視点による戦略的な港湾経営の実現等のために必要だが、民営化に際しては、実質的には不動産の所有権移転等は発生しないにも関わらず多額の税負担が発生。国策として早期の民営化を促進することで、国際コンテナ戦略港湾等の国際競争力強化、ひいては我が国産業経済の発展と国民生活の安定を確保していくためには、本税制が必要である。

### (3) 要望の措置の妥当性

#### ① 税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

熾烈な国際港湾間競争の中、近年国際的地位が低下する我が国主要港が、アジア主要港に遜色ないコンテナ船の寄港環境を整備することで基幹航路を維持し、「アジア主要港のフィーダー港化」による物流コスト・輸送時間の増加等を防ぐためには、外貿埠頭公社の早期民営化等を通じた、国際コンテナ戦略港湾等の国際競争力強化、港湾経営の民営化・一体運営、民の視点からの戦略的な港湾経営が必要不可欠であり、我が国産業経済の成長や国民生活の安定確保の観点からも今日的合理性が認められる。

なお、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。」とされ、また同戦略中の「成長戦略実行計画（工程表）」で、

「・「選択と集中」による国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定」  
「・港湾法改正法案の提出」との記載あり。

また、「国土交通省成長戦略」（5月策定）においても、「埠頭公社の株式会社化をはじめとして、港湾経営の民営化について平成23年通常国会における法改正を含め検討」「平成23年度より、順次外貿埠頭公社を株式会社化（平成25年度までに完了予定）」とされているところ。

#### ② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか。

本税制特例の適用者数は4社であるが、平成23年度における適用予定件数（約700件）は相当数あり十分な効果が見込まれ、また、新成長戦略の「港湾経営の民営化」を推進する手段として、有効性が認められる。

#### ③ 税特別措置等に補助金等他の政策手段と比し「相当性」が認められるか。

外貿埠頭公社の民営化について、国策として株式会社化を推進するため、不動産所有権移転の税負担を直接軽減することが可能となり、政策達成のために相当性が認められる。

外貿埠頭会社等に対する無利子貸付は、施設整備の資金繰りの支援、その他施設整備費補助は施設取得コスト低減を通じ、施設投資を促進、同社に係る固定資産税等の特例は、施設の維持管理コスト低減を通じた施設整備の支援と、各支援策が重複なく分担。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。」とされ、また同戦略中の「成長戦略実行計画（工程表）」で、「・「選択と集中」による国際コンテナ・バルク戦略港湾の選定」「・港湾法改正法案の提出」との記載あり。</p> <p>○「国土交通省成長戦略」（5月策定）において、「埠頭公社の株式会社化をはじめとして、港湾経営の民営化について平成23年通常国会における法改正を含め検討」「平成23年度より、順次外貿埠頭公社を株式会社化（平成25年度までに完了予定）」とされているところ。</p>
		政策の達成目標	横浜港埠頭公社、名古屋港埠頭公社、大阪港埠頭公社及び神戸港埠頭公社の民営化
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成25年3月31日まで
		同上の期間中の達成目標	横浜港埠頭公社、名古屋港埠頭公社、大阪港埠頭公社及び神戸港埠頭公社の民営化
		政策目標の達成状況	—
有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度に横浜港埠頭公社、大阪港埠頭公社及び神戸港埠頭公社が、平成24年度に名古屋港埠頭公社が民営化する予定であり、その際に本税制特例が適用される見込み。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成25年度までに適用期間を区切ることにより、本税制によって埠頭公社の早期民営化を促す効果が生じる。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>(地方税)</p> <p>1. 指定会社等が外貿埠頭公社から取得する一定規模以上のコンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例（民営化後10年間）</p> <p>① 旧公団から公社が承継したコンテナ埠頭：課税標準3/5</p> <p>② 公社が取得したコンテナ埠頭（①を除く）：課税標準1/2</p> <p>2. 指定会社等が外貿埠頭公社から出資により取得した不動産に係る不動産取得税の特例：非課税</p>	

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定会社等による荷さばき施設等の取得に対する無利子貸付：平成23年度予算要求 1253百万円</li> <li>・ その他施設整備費補助：平成23年度予算要求 505百万円</li> <li>・ 指定会社に対する償還金の平準化</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	外貿埠頭会社等に対する無利子貸付は、施設整備の資金繰りの支援、同社に係る固定資産税等の特例は、施設の維持管理コスト低減を通じた施設整備の支援と、各支援策が重複なく分担。
	要望の措置の妥当性	本税制特例は公社から会社へ移行する際、一度のみ適用される特例であり、また適用対象者数は4社だが、適用者が管理運営する外貿コンテナ埠頭の取り扱う貨物は全国にわたり、我が国の産業活動や国民生活を支える重要な施設であるといえ、これらの外貿コンテナ埠頭の管理運営の一層の効率化のため、外貿埠頭公社の早期民営化を図ることは的確かつ必要最小限である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成20年4月1日に、東京港埠頭株式会社が指定会社化。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制が廃止される前の平成20年4月1日に東京港埠頭(株)が指定会社化。 東京港埠頭(株)設立の際、31百万円の適用を受けている(平成20年度)。 同社民営化により、インセンティブ制度等による埠頭貸付料の弾力化、埠頭関連施設の拡充・強化を通じた港湾コストの低減・埠頭運営の効率化などが実現されている。
	前回要望時の達成目標	スーパー中樞港湾である5大港において、ハード・ソフト一体となった施策の推進による外貿コンテナ埠頭の管理運営の一層の効率化を進めること等により、港湾コストの3割削減及びリードタイムの1日程度への短縮を図るとともに、国際海上コンテナ貨物等輸送コストの低減を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成18年に創設(平成20年度までの3年間) 8/1000(平成18年4月1日～平成20年3月31日) 15/1000(平成20年4月1日～平成21年3月31日) ※平成22年度税制大綱にて「23年度検討事項」